

	第1章
	第2章
<b>第3章 本計画の構成</b>	
第1節 基本理念	第4章
第2節 基本方針	
第3節 施策の体系	第5章
	第6章
	資料

## 第3章

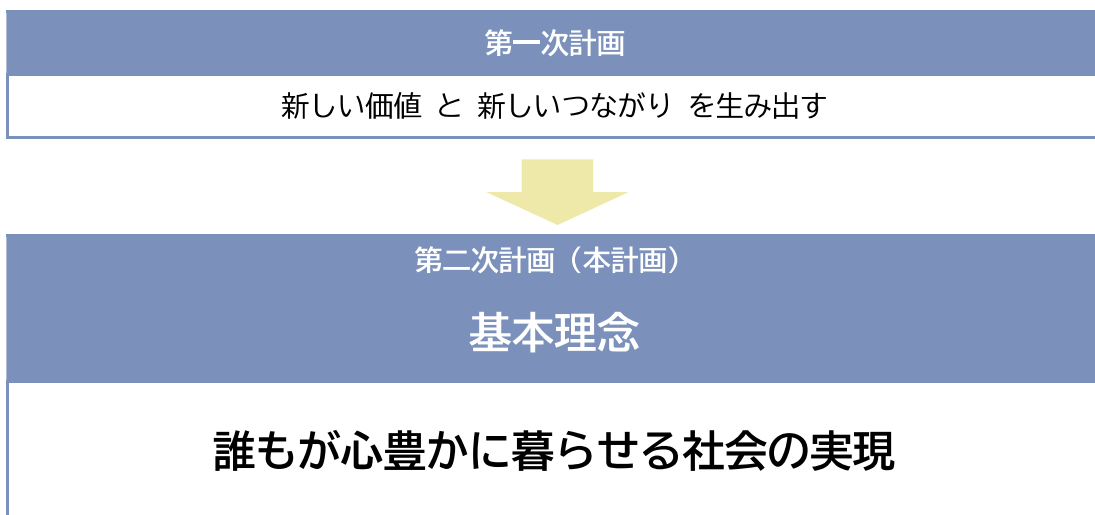
# 本計画の構成

本計画は、基本理念に沿って、4つの基本方針と、その達成に向けた基本的施策により構成されます。

また、各基本方針には、達成すべき状態を示す基本目標を設定します。

### 第1節 基本理念

#### ■ 基本理念（第一次計画との比較）



本計画の基本理念を「誰もが心豊かに暮らせる社会の実現」と定めます。

これは、国の「文化芸術推進基本計画(第2期)」前文の、文化芸術が「心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉」という考えを踏まえたものです。

## 基本理念 誰もが心豊かに暮らせる社会の実現

丸亀市文化芸術基本条例は、「多様性に寛容で活力ある社会を実現することで、丸亀の地が潤い豊かな文化のまちへ歩み続ける」ことを目指して制定されました。

本計画では、「ウェルビーイング(\*1)」を意識した基本理念に沿って、文化芸術の持つ価値を生かした施策を推進します。

文化芸術の持つ価値には、精神的な安らぎや人と人のつながりを生む「本質的価値」と、経済や地域の活性化に貢献する「社会的・経済的価値」の2つの重要な側面があります。(1 ページの\*1、\*2 参照)

将来の予測が困難な時代においては、人の価値観は、「心の豊かさ」よりも「物の豊かさ」を重視する傾向にあります(\*2)が、どのような状況下でも、文化芸術の持つ価値を見失わないよう意義を明確に示し、将来にわたって文化芸術が推進されるよう取り組みます。文化芸術の灯が消えることのないよう守り、道しるべとすることで、誰もが心豊かに暮らせる社会を築いていきます。

### (\*1) ウェルビーイング

- ・身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
  - ・多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる状態にあることも含む概念。
- (令和5年閣議決定「教育振興基本計画」リーフレットより抜粋)

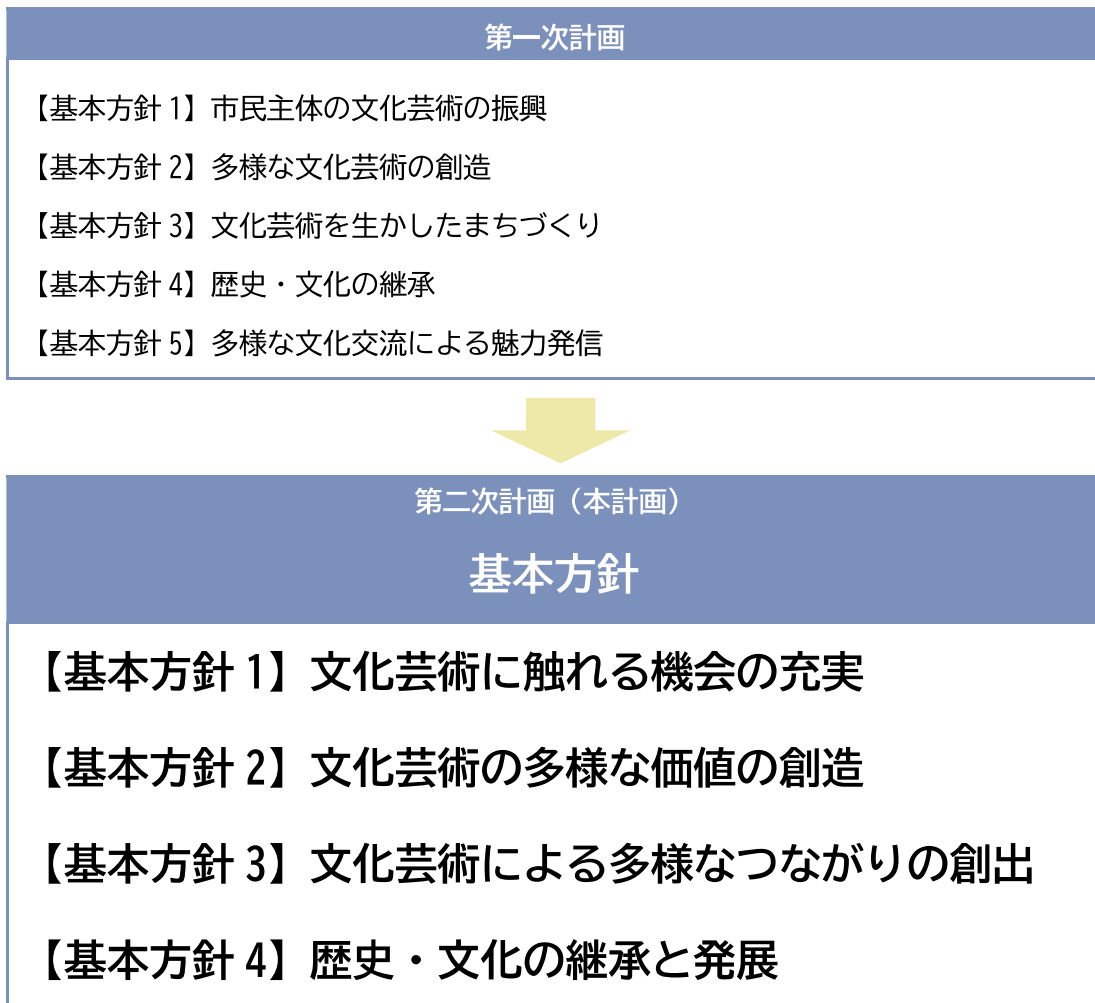
### (\*2) 資料「国民の生活に関する世論調査」(令和7年8月)

今後の生活において、これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさかについて聞いたところ、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」と答えた者の割合が52.6%、「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」と答えた者の割合が46.2%となっている。

これは第一次計画において引用した令和元年6月調査結果(「心の豊かさ」62.0%「物の豊かさ」29.6%)と比較して、「物の豊かさ」と答えた者の割合が増加している。

## 第2節 基本方針

### ■基本方針（第一次計画との比較）



基本理念「誰もが心豊かに暮らせる社会の実現」に沿って、第一次計画の体系を見直し、基本方針を設定します。

見直しにあたり、第一次計画で用いられていた「まちづくり」という表現は、上位計画の「丸亀市総合計画」で包括的に扱われており、本計画の各方針や施策においても踏まえられることから、基本方針としては個別に明記しないこととしました。

これらの基本方針は、国の「文化芸術推進基本計画(第2期)」に示された中長期目標とも連動しており、国の政策との整合性を保ちながら施策を展開します。

## 基本方針1 文化芸術に触れる機会の充実

誰もが文化芸術に気軽に触れ、体験できる環境づくりを、教育機関や文化芸術に関わる人材・団体と連携して進めます。鑑賞から発表まで、文化芸術が身近に感じられる環境の中で、創造的な活動に親しむ人を増やすことで、豊かな感性や想像力などの非認知能力(\*1)が育まれることを目指します。

(\*1)非認知能力

自己肯定感や協調性、忍耐力等数値化できない能力のこと。

## 基本方針2 文化芸術の多様な価値の創造

文化芸術は、インスピレーションを起点に、多様な価値を創造する力を備えています。国内外の質の高い文化芸術に触れる機会を広げることで、人は未知の美しさや価値に刺激を受け、新しい視点や感性を得ることができます。また、他者と出会对話することによって、自分だけでは成し得なかった価値を創出することもできます。多様な価値が創造される過程で、文化芸術そのものの質が高められるだけでなく、多様な価値観への寛容性、環境への適応力が育つ社会の形成を目指します。

## 基本方針3 文化芸術による多様なつながりの創出

文化芸術は、違いのある人々を、違いを尊重したまま受け入れ、つながる力を備えています。誰もが文化芸術を通じた交流や学びの場を持つことで、相互理解が深まるとともに、そこで生まれるつながりは、孤独や孤立といった社会的課題へのアプローチにもなります。こうした文化芸術の力を活用し、多様なつながりを創出することで、一人ひとりが尊重される共生社会の形成を目指します。

## 基本方針4 歴史・文化の継承と発展

地域の暮らしに根ざした歴史・文化は、人々にとって大切な心の拠りどころです。保存と継承に着実に取り組むとともに、多様な人材や団体等と連携・協働し、持続可能で回復力のある文化コミュニティの形成を図ります。また、蓄積された文化芸術関連の研究成果によって、文化資源を適切に保存し、新たな価値を加えて継承し発展する過程で、地域の人がつながり、愛着や誇りを深めることを目指します。

### 第3節 施策の体系

本計画の「基本理念」「基本方針」「基本目標」「基本的施策」を体系図で表します。

